

保護者各位

大洲市長 二宮隆久

保育料等の減免について

全国的に発出されておりました新型コロナウイルス感染症にかかる緊急事態宣言が5月14日に解除されましたが、愛媛県内の感染状況を鑑み、大洲市におきましては、登園(所)自粛要請による保育料等の減免期間を下記のとおりといたします。

引き続き、新型コロナウイルス感染症拡大への警戒をさらに強め、感染拡大のリスクを軽減させるため、**ご家庭での保育が可能な場合は、登園(所)を控えていただきます**ようお願いしますが、**保護者の就労等により保育所等の利用が必要な方、希望する方の登園(所)自粛まで要請するものではありません。**

【自粛要請期間】 4月20日(月)から5月31日(日)

(この期間に欠席した日数分の保育料、副食費(月額4,500円を基準)を日割り計算して返金します。)

※保育料等の減免にかかる手続き等については、改めて通知させていただきます。

今後も新型コロナウイルス感染症感染への不安が続く中、安全に子どもさんをお預かりしていくため、引き続き子どもさんの健康観察等を徹底してまいりますので下記のとおりご留意いただき、保護者の皆様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

■子どもさんを預ける場合は、次の事項にご留意ください。

①朝夕の検温をご自宅で必ず行ってください。

37.5℃以上の熱がある場合や、解熱後24時間以上経過し平熱に戻っていない場合は、子どもさんをお預かりできません。

また、体調がすぐれないときは、お預かりできません。

②ご家族の方が発熱や咳などが継続している場合は、ご家庭での保育をお願いします。

③保育所、幼稚園、こども園で新型コロナウイルス感染症患者が発生した場合は、休所・休園になりますので、必ず保護者へ連絡がつくようお願いいたします。